

第 1 条 豊明市固定資産評価審査委員会条例（昭和 47 年豊明市条例第 17 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第 10 条関係） 【別記 参照】	別表（第 10 条関係） 【別記 参照】

【別記】

現行

別表（第10条関係）

区分	交付の方法	単位	額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの	用紙1枚（日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合には、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円
電磁的記録	用紙に出力したもの	用紙1枚（A3判以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合には、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円

改正後（案）

別表（第10条関係）

区分	交付の方法	単位	額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの	用紙1枚（日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合には、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円
電磁的記録	用紙に出力したもの	用紙1枚（A3判以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合には、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円

第2条 豊明市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年豊明市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第3条関係） 【別記 参照】	別表（第3条関係） 【別記 参照】

【別記】

現行

別表（第3条関係）

区分	交付の方法	単位	額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの	用紙1枚（日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合にあっては、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円
電磁的記録	用紙に出力したものの	用紙1枚（A3判以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合にあっては、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円

改正後（案）

別表（第3条関係）

区分	交付の方法	単位	額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの	用紙1枚（日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合にあっては、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円
電磁的記録	用紙に出力したものの	用紙1枚（A3判以内）につき（A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合にあっては、片面を1枚として算定する。）	白黒 10円 カラー 20円

豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年条例第35号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
職種	報酬月額（円）	費用弁償	職種	報酬月額（円）	費用弁償
ポルトガル語通訳	<u>241,200</u>	豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）第15条第2項に規定する通勤手当の額を基準として市長が規則で定める額	ポルトガル語通訳	<u>241,682</u>	豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）第15条第2項に規定する通勤手当の額を基準として市長が規則で定める額
地域安全監視員	<u>200,200</u>		地域安全監視員	<u>200,600</u>	
防災専門員	<u>354,200</u>		防災専門員	<u>354,908</u>	
徴収専門員	<u>414,000</u>		徴収専門員	<u>414,828</u>	
環境監視員	<u>200,200</u>		環境監視員	<u>200,600</u>	
保育士	<u>200,200</u>		保育士	<u>200,600</u>	
児童厚生員	<u>200,200</u>		児童厚生員	<u>200,600</u>	
家庭相談員	<u>218,500</u>		家庭相談員	<u>218,937</u>	
教育相談員	<u>208,000</u>		教育相談員	<u>208,416</u>	
学校教育指導員	<u>208,000</u>		学校教育指導員	<u>208,416</u>	
教員補助員	<u>281,100</u>		教員補助員	<u>281,662</u>	
社会教育指導員	<u>198,500</u>		養護教員補助員	<u>244,140</u>	
			スクールソーシャル ワーカー	<u>308,500</u>	
		スクールソーシャル アドバイザー	<u>208,500</u>		
		社会教育指導員	<u>198,897</u>		

別表第2（第5条関係）

報酬時間額	費用弁償
880円以上5,480円以下で、職務内容等を考慮し市長が規則で定める額	月額報酬非常勤一般職員の費用弁償の額を基準として市長が規則で定める額

別表第2（第5条関係）

報酬時間額	費用弁償
900円以上5,491円以下で、職務内容等を考慮し市長が規則で定める額	月額報酬非常勤一般職員の費用弁償の額を基準として市長が規則で定める額

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の160</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年条例第31号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
区分	報酬額(単位 円)	費用弁償の額	区分	報酬額(単位 円)	費用弁償の額
休日診療所嘱託員	1勤務日(休日診療勤務日及び翌日等の報告日をいう。) <u>18,700</u>	旅費条例による3級職相当額	休日診療所嘱託員	1勤務日(休日診療勤務日及び翌日等の報告日をいう。) <u>18,800</u>	旅費条例による3級職相当額

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては、100分の152.5、12月に支給する場合においては、100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の160</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>10分の5.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の14.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>10分の5.95</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 20,700円

(2) 特定世帯 10,350円

(3) 特定継続世帯 15,525円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 20,900円

(2) 特定世帯 10,450円

(3) 特定継続世帯 15,675円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.75を乗じて算定

する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円
- (2) 特定世帯 2,700円
- (3) 特定継続世帯 4,050円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に10

する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,700円
- (2) 特定世帯 2,850円
- (3) 特定継続世帯 4,275円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に10

0分の1.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が5.4万円を超える場合には、5.4万円)、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

0分の0.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が5.8万円を超える場合には、5.8万円)、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,630円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,490円

(イ) 特定世帯 7,245円

(ウ) 特定継続世帯 10,868円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,640円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,780円

(イ) 特定世帯 1,890円

(ウ) 特定継続世帯 2,835円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,410円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,080円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

(イ) 特定世帯 7,315円

(ウ) 特定継続世帯 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,060円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,990円

(イ) 特定世帯 1,995円

(ウ) 特定継続世帯 2,993円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,690円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,150円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 9, 800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10, 350円

(イ) 特定世帯 5, 175円

(ウ) 特定継続世帯 7, 763円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 700円

(イ) 特定世帯 1, 350円

(ウ) 特定継続世帯 2, 025円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3, 150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 200円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 10, 450円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10, 450円

(イ) 特定世帯 5, 225円

(ウ) 特定継続世帯 7, 838円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 850円

(イ) 特定世帯 1, 425円

(ウ) 特定継続世帯 2, 138円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3, 350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 250円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の

合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,920円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,140円

（イ） 特定世帯 2,070円

（ウ） 特定継続世帯 3,105円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,080円

（イ） 特定世帯 540円

（ウ） 特定継続世帯 810円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,180円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,180円

（イ） 特定世帯 2,090円

（ウ） 特定継続世帯 3,135円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,140円

（イ） 特定世帯 570円

（ウ） 特定継続世帯 855円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

ついて1, 260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について880円

ついて1, 340円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について900円

豊明市介護保険条例（平成 12 年豊明市条例第 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（市町村特別給付）</p> <p>第 3 条 市は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（市町村特別給付）</p> <p>第 3 条 市は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 移送サービス費助成事業</u></p>

豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年豊明市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 資源 再生利用等を目的として廃棄物から分別収集するものをいう。</u></p> <p><u>(収集又は運搬の禁止等)</u></p> <p><u>第8条の2 規則で定める資源（一般廃棄物処理計画で定める回収場所に排出されたものに限る。次項においても同じ。）については、市及び市長が委託又は指定する者以外の者は、収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定に違反して規則で定める資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの違反行為を行わないよう命ずることができる。</u></p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第29条 第8条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。</u></p>

愛知県市町村職員退職手当組合格約（昭和 33 年豊明市規約第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 1（第 2 条関係） 【別記1 参照】 別表第 2（第 5 条関係） 【別記2 参照】	別表第 1（第 2 条関係） 【別記1 参照】 別表第 2（第 5 条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

現行

知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町
 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛
 生組合 常滑武豊衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合 北設広域事務組合 海部
 東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団
日東衛生組合 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合

改正後（案）

知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町
 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛
 生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合 北設広域事務組合 海部
 東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団
知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合

【別記2】

現行

議員の選挙区	定数	選挙区の組合市町村
1区	5人	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 尾張旭市長久手市 衛生組合
2区	2人	知立市 高浜市 田原市 みよし市 衣浦東部広域連合

議案第29号参考資料

3区	5人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合 知多南部衛生組合 北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 日東衛生組合 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 西春日井広域事務組合
4区	2人	幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 北設広域事務組合

改正後（案）

議員の選挙区	定数	選挙区の組合市町村
1区	5人	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合
2区	2人	知立市 高浜市 田原市 みよし市 衣浦東部広域連合
3区	5人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 _____ 知多南部衛生組合 北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 _____ 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 西春日井広域事務組合
4区	2人	幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 北設広域事務組合